

2020年 7月 9日制定

2025年 9月12日改定

2026年 8月21日改定

自然災害等発生時における市内認可保育施設の臨時休園措置等に係るガイドライン

1 目 的

市は、自然災害等の発生、若しくは自然災害等により人的・物的被害の生じるおそれが高まった場合に、児童や保護者、職員の生命と安全を守るため、迅速かつ適切に判断・行動ができるよう、市内認可保育施設（以下「施設」と言います。）の臨時休園措置等に係る判断基準及び対応等を定めたガイドラインを策定するものです。

2 対象施設

市内の公立保育所、法人立認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、認定こども園の保育所機能部分

3 臨時休園・登園自粛要請の判断基準

市保育課は、次のいずれかに当てはまる場合、又は今後当てはまる可能性が高いと見込まれる場合に、臨時休園又は登園自粛要請（特別保育（一時預かり、病児病後児保育、休日保育）を含む。）について判断することを基本とします。ただし、現に危険が迫る場合において、児童と職員の安全を確保するために、施設が臨時休園等を判断することを妨げません。この場合、施設は安全を確保した後速やかに市へ報告することとします。

市保育課は、臨時休園等の決定後速やかに施設へ通知するとともに、市ホームページ等において周知を図ります。施設は通知の内容を速やかに保護者へ周知を図ります。

（1）風水害等の場合

事 象	開所時間以外	開所時間中
気象庁から <u>藤沢市にレベル5『特別警報』</u> が発表されたとき。又は藤沢市が <u>市内に警戒レベル5（緊急安全確保）の避難情報</u> を発令しているとき	<u>午前6時の時点で発表(令)中</u> の場合、 <u>市内全施設を臨時休園</u> とします。	<u>市内全施設を臨時休園</u> とします。 施設は児童及び職員の安全を確保した上で、 <u>保護者には特別警報・警戒レベル5（緊急安全確保）の避難情報解除後のお迎えを要請</u> します。
<u>施設が所在する区域（洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域など）に、藤沢市が警戒レベル3（高齢者等避難）又はレベル4（避難指示）の避難情報</u> を発令しているとき	<u>午前6時の時点で発令している場合</u> 、 <u>該当する区域に所在する施設は臨時休園</u> とします。それ以外の施設は <u>登園自粛要請</u> とします。	<u>該当する区域に所在する施設は臨時休園</u> とし、それ以外の施設は <u>登園自粛要請</u> とします。施設は児童及び職員の安全を確保した上で、 <u>保護者には速やかなお迎えを要請</u> します。

※市が発令した避難情報は6頁の「【参考】災害情報配信サービス」の「ふじさわ防災ナビ」から確認してください。マスコミ報道で伝えられる「警戒レベル〇相当」の表記は、市が発令した避難情報ではないのでご注意ください。

※施設が、洪水浸水想定区域等に該当するかについては、5頁「【別表】洪水浸水想定区域等に所在する認可保育施設一覧」を確認してください。

(2) 地震・津波の場合

事 象	開所時間以外	開所時間中
市内に震度5強以上の地震が発表されたとき	市内全施設を臨時休園とします。 保育終了後に地震が発生した場合、翌日は臨時休園とします。	市内全施設を臨時休園とします。施設は児童及び職員の安全を確保した上で保護者には自身の安全を確保した上でのお迎えを要請します。
気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表しているとき	津波浸水想定区域に所在する施設を臨時休園とします。それ以外の施設は登園自粛要請とします。	津波浸水想定区域に所在する施設を臨時休園、それ以外の施設は登園自粛要請とします。施設は保護者へ速やかなお迎えを要請します。
気象庁が相模湾・三浦半島に「大津波警報」又は「津波警報」を発表しているとき	津波浸水想定区域に所在する施設を臨時休園とします。それ以外の施設は登園自粛要請とします。	津波浸水想定区域に所在する施設を臨時休園とし、安全な場所へ避難した上で、保護者には自身の安全を確保した上でのお迎えを要請します。

※避難情報が発令されている区域については、6頁「【参考】災害情報配信サービス」の「ふじさわ防災ナビ」から確認してください。

※施設が、津波浸水想定区域等に該当するかについては、5頁「【別表】洪水浸水想定区域等に所在する認可保育施設一覧」を確認してください。

(3) 公共交通機関の運休の場合

事 象	対 応
鉄道各社が市内全線の計画運休を発表したとき	原則市内全施設を臨時休園とします。 ※災害以外の一部区間の一時的な運休は対象外です。
津波警報等の発表に伴い鉄道各社が市内一部区間の運休を発表したとき	午前6時の時点で運休が解除されない場合は、原則市内全施設を臨時休園とします。

4 登園状況による対応

	開所時間以外	開所時間中
臨時休園	保護者に、登園を見合わせてもらう。	保護者に、速やかにお迎えに来てもらう。ただし、お迎えに行くことが危険な場合（洪水発生等）は、安全な状況になってから、お迎えに来てもらう。
登園自粛要請	保護者に、できる限り登園を見合わせてもらう。	保護者に、できる限り早めにお迎えに来てもらう。

5 保育再開の基準及び周知

施設は、次の基準に基づき再開の可否を確認し、保育体制が整い次第速やかに再開するとともに市保育課及び保護者へ周知します。

ただし、停電、断水、浸水、施設の損壊、土砂崩れ、保育士や調理員の配置不足などにより、保育の再開が困難であると施設が判断する場合は、開所時間の遅延・短縮若しくは引き続きの休園とします。この場合の再開時期は、市保育課と協議のうえで決定し、速やかに保護者への周知を図ります。

風水害等の場合	避難情報が解除され、施設と施設周辺の安全、ライフラインが使用できること（電気、水道、ガス、通信、公共交通機関等）について確認ができ、かつ保育体制が整ったとき
地震・津波の場合	避難情報が解除され、施設と施設周辺の安全、ライフラインが使用できること（電気、水道、ガス、通信、公共交通機関等）について確認ができ、かつ保育体制が整ったとき
公共交通機関の運休の場合	運休が解除され、かつ保育体制が整ったとき

6 臨時休園等に伴う施設の対応について

（１）臨時休園等を行う際の周知と連絡体制の確立

施設は、市保育課から臨時休園・登園自粛等に関する通知を受けた後、ホームページやメール等あらかじめ定めた方法により、保護者へ速やかに周知を図るとともに、臨時休園の場合は可能な範囲で、施設の入口に臨時休園する旨と緊急連絡先を示した貼り紙を掲示します。また、施設長等は市保育課との連絡体制を確立します。

（２）児童等の安全確保と保護者への引き渡し

施設は、児童と職員の命と安全を守ることを最優先に行動し、安全が確保された後、速やかに保護者へ引き渡しの要請をします。

施設は、児童全員の引き渡し完了するまで、あらかじめ定めた避難先、若しくは施設内の安全が確保できる場所で保育を継続します。

施設は、周辺の道路冠水や土砂崩れ等による通行止めなどの情報収集に努め、保護者へお迎えを要請する際に情報提供するなど、お迎えに来る保護者の安全面に配慮した呼びかけを行います。

また、お迎えから帰宅するまでの間に危険が予測される場合は、保護者も施設に待機する、又は保護者とともに避難所等へ避難するなど状況に応じて対応します。

(3) 緊急事態に対して施設に駆け付けられる体制の確保

施設は、自然災害等発生などの緊急事態発生時に、施設長等が施設に駆け付けられる体制を事前に確保します。

(4) 被害状況の報告と安全確認

施設は、速やかに人的・物的被害の状況と建物、ライフラインの使用の可否及び施設周辺の安全確認を行い、「災害時情報共有システム」等を用いて市保育課へ速やかに報告します。施設が保育の再開を困難と判断する場合は、速やかに市保育課と協議し、再開の時期を決定します。

(5) 洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に所在する施設の対応

「【別表】洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に所在する施設」は、警戒レベル3以上の避難情報が発令される可能性が高く、それ以外の施設に比べ早い段階での臨時休園等を決定することが想定されることから、施設は事前に保護者へ説明を行います。

7 災害時特例保育について

市保育課は、災害発生後の状況下において社会的要請が強い医療従事者（災害時拠点病院等に勤務する医師・看護師・技師等）、警察官、防災関係者（消防、自衛隊、災害対応業務に従事する公務員）、24時間体制の高齢者・障がい者など支援が必要な社会福祉施設、保育施設に保護者全員が従事し、かつ祖父母等に保育を頼むことが困難な児童について、児童、保護者、及び職員の安全に配慮した上で、安全な保育の提供が可能であると判断できた場合、公立及び法人立の保育施設と連携して可能な範囲で災害時特例保育の提供に努めます。

8 災害への備え

災害時は、一人ひとりが自らの果たすべき役割を認識し、いかに迅速かつ適切に判断や行動できるかが重要となります。いつ災害が起きても慌てず、組織として対応できるよう、施設は各種災害を想定した計画を策定し、これに基づく訓練を定期的を実施するとともに、各施設の規模に応じた災害用備蓄物資を備えるよう努めます。

9 保護者との連携

児童を安全に保護者に引き渡すためには、保護者の理解と協力が必要不可欠です。そのため、各施設はあらかじめ保護者との連絡手段（メールの一斉配信、保育業務支援システム、災害用伝言ダイヤル171など）を決め、事前に周知するとともに、避難場所や避難経路、引き渡しルール（「事前登録のない人には引き渡さない」等）など、災害時に各施設が行う各種対応について保護者へ継続した周知を図ります。

10 その他

(1) 保育料及び給食費の取り扱いについて

自然災害等を原因とした臨時休園等期間における保育料及び給食費については、原則として日割り計算や減免は行いません。

以 上

（事務担当 子ども青少年部保育課）

【別表】洪水浸水想定区域等に所在する認可保育施設一覧

No.	施設名	住所	洪水・浸水害	土砂災害	津波浸水害	高潮浸水害
1	浜見保育園	鵠沼海岸 4-7-34	引地川	—	○	○
2	藤沢保育園	鵠沼石上 1-11-5	境川	—	—	—
3	高山保育園	辻堂新町 4-2-3	引地川	—	—	—
4	富士見保育園	片瀬 5-13-15	境川	—	○	—
5	白旗保育園	藤沢 2-5-1	境川	—	—	—
6	村岡保育園	大鋸 1-2-15	境川	—	—	—
7	二葉保育園	鵠沼海岸 6-8-10	引地川	—	○	○
8	藤沢ベビーセンター	藤沢 145	境川	—	—	—
9	しんめいはじめ保育園	鵠沼神明 1-4-21	—	(○※)	—	—
10	キディ鵠沼・藤沢	鵠沼藤が谷 1-7-8	境川	—	—	—
11	石上保育園	鵠沼石上 3-1-8	境川	—	—	—
12	キディ鵠沼・藤沢（分園）	鵠沼藤が谷 1-8-16	境川	—	—	—
13	ときわぎ保育園（分園）	円行 2-10-5	引地川	—	—	—
14	にじいろ保育園鵠沼神明	鵠沼神明 5-8-12	引地川	—	—	—
15	ゆめの森保育園	鵠沼石上 1-5-9	境川	—	—	—
16	保育園アワーキッズ南藤沢	南藤沢 17-10	境川	—	—	—
17	たかすな保育園	辻堂西海岸 2-12-1	—	—	○	—
18	鵠沼げんきず保育園	本鵠沼 4-9-3	引地川	—	—	—
19	アスクくげぬま北保育園	鵠沼石上 3-1-3	境川	—	—	—
20	湘南台つぼみ（御所見愛児園分園）	湘南台 4-10-24	引地川	—	—	—
21	湘南わもっか保育園	城南1-21-17	—	(○※)	—	—
22	さくらうみ保育園本園	川名 256-13	—	○	—	—
23	ニデイキッズ湘南鵠沼保育園	本鵠沼 3-12-33	引地川	—	—	—
24	藤沢ひばりっこ保育園	本町 4-12-1	境川 (○※)	—	—	—
25	ミラツ湘南鵠沼保育園	鵠沼藤が谷 1-1-5	境川	—	—	○
26	きっずワン弥勒寺保育園	弥勒寺 1-5-1	境川	—	—	—
27	藤沢本町雲母保育園	鵠沼神明 5-11-13	境川/引地川	—	—	—
28	藤沢クローバー保育園	鵠沼石上 1-7-8	境川	—	—	—
29	湘南クレヨン保育園朝日町園	朝日町 19-8	境川	—	—	—
30	藤沢よつば保育園プラス	鵠沼石上 2-6-9	境川	—	—	○
31	マシュマロ保育園	鵠沼石上 2-8-5	境川	—	—	(○※)
32	湘南クレヨン保育園	朝日町 11-3	境川	—	—	—
33	ブライドキッズ大鋸保育園	大鋸 3-3-27	境川	—	—	—
34	ニデイキッズ本鵠沼保育園	本鵠沼 4-7-9	引地川	—	—	—
35	サクラフェリーチェ保育園鵠沼桜が岡	鵠沼桜が岡 1-6-5	境川	—	—	—
36	さくら保育室	長後 1432-46	引地川	—	—	—
37	青木幼稚園	円行 2-10-13	引地川	—	—	—

(○※) …園舎は区域外（敷地内が区域内）

【参考】警戒レベルとこれに対応する避難情報等

警戒レベル		避難情報	市民がとるべき行動	施設の対応
藤 沢 市 が 発 令	警戒レベル 5	緊急安全確保	命の危険があることから直ちに安全な場所で命を守る行動を。 すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。建物内で今いる場所より安全な場所へ直ちに移動等する。	全施設が 臨時休園
	警戒レベル4までに必ず避難！			
	警戒レベル 4	避難指示	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）。	対象区域に所在する施設は 臨時休園
	警戒レベル 3	高齢者等避難	避難に時間がかかる高齢者、障がい者、乳幼児等や、避難に支援が必要な人は危険な場所から安全な場所（指定避難所等）へ避難を開始する。高齢者等以外の人にも必要に応じ、避難の準備や、自主的な避難を行う。	それ以外の施設は登園自粛要請

【参考】災害情報配信サービス

ふじさわ防災ナビ (防災インフォメーション)	藤沢市ハザードマップ (ふじさわキューンマップ>防災・防犯)
	